

<新旧対照表> 「りそなビジネスダイレクト利用規定」

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
<p>I. 共通利用編 第 11 条</p> <p>II. Web 照会・振込サービス編 第 1 条</p>	<p>「りそなビジネスダイレクト」利用規定 (2024 年 7 月改定)</p> <p>I. 共通利用編 第 11 条 [解約等] 3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</p> <p>II. Web 照会・振込サービス編 第 1 条 [振込・振替サービス] 4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたはやむを得ない事情により当社が振込・振替の取り扱いを不相当と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡って効力を失うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>「りそなビジネスダイレクト」利用規定 (2026 年 4 月改定)</p> <p>I I. 共通利用編 第 11 条 [解約等] 3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽 <b>もしくは不正があること、もしくは第三者によるなりすましがあ</b>るを通知したことが判明したとき、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき</p> <p>II. Web 照会・振込サービス編 第 1 条 [振込・振替サービス] 4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたは <b>合理的な理由やむを得ない事情</b>により当社が振込・振替の取り扱いを不相当と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡って効力を失うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>解約条項の記載範囲の明確化</u></p> <p><u>不正送金防止の観点</u></p>

改定実施日：2026 年 4 月 22 日